

呉工業高等専門学校受託試験取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 呉工業高等専門学校(以下「本校」という。)において学外からの依頼に応じて行う試験, 分析, 鑑定等(以下「受託試験」という。)については, 独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則(平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 48 号)に定めるもののほか, この規則の定めるところによる。

(受託試験の委託)

第 2 条 受託試験を委託しようとする者は, 受託試験申込書(別紙様式)を校長に提出しなければならない。

(受託)

第 3 条 校長は, 前条の規定による申込みがあったときは, 教育研究上有意義であり, かつ, 本校の教育研究に支障がないと認めた場合に限りこれを受託する。

(受託試験の種目及び試験料等)

第 4 条 受託試験の種目及び試験料等は, 別表に定めるものとする。

- 2 別表に掲げる受託試験については, 異なる額の料金を定めようとするとき及び別表に掲げる受託試験以外の受託試験について料金を定めようとするときは, 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得るものとする。

(受託試験料の納付)

第 5 条 受託試験の委託を受理された者(以下「委託者」という。)は, 前条に規定する試験料を前納しなければならない。

- 2 一旦納付した料金は, いかなる理由があっても還付しない。

(受託試験結果の通知)

第 6 条 受託試験が完了したときは, 委託者にその結果を通知し, 希望があれば別に証明書を交付する。

(試料の処理)

第 7 条 委託者が提出した試料は, 特別の場合を除き, 返還しないものとする。

- 2 試料の運送に要する経費は, 委託者が負担するものとする。
- 3 本校は, 不可抗力により生じた試料の損害に対して, その責を負わない。

附 則

この規則は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 5 月 1 日一部改正)

この規則は, 平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

別表

受託試験種目及び試験料

受託試験種目	試験単位	試験料金(直接経費・間接経費)
骨材洗い試験	1試料	13,200円(11,200円・2,000円)
〃 単位容積質量試験	〃	12,900円(10,900円・2,000円)
〃 有機不純物試験	〃	7,100円(6,000円・1,100円)
〃 すりへり試験	〃	22,800円(19,300円・3,500円)
〃 安定性試験	〃	30,100円(25,500円・4,600円)
〃 塩分含有量試験	〃	24,800円(21,000円・3,800円)
〃 ふるい分け試験	〃	8,700円(7,300円・1,400円)
細骨材比重試験	〃	16,000円(13,600円・2,400円)
〃 吸水量試験	〃	16,000円(13,600円・2,400円)
粗骨材比重試験	〃	12,100円(10,200円・1,900円)
〃 吸水量試験	〃	12,100円(10,200円・1,900円)
土の粒度試験	〃	24,500円(20,800円・3,700円)
金属材料引張試験	〃(1本)	5,000円(4,200円・800円)
〃 曲げ試験	〃(1本)	4,100円(3,400円・700円)
コンクリート圧縮試験	〃(1本)	2,300円(1,900円・400円)
〃 曲げ試験	〃(1本)	4,600円(3,900円・700円)

別紙様式

受託試験申込書

平成 年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

委託者 住所

氏名 印

下記のとおり試験をお願いいたします。

記

- 1 委託しようとする試験名
- 2 試験の数量・規格等
- 3 証明書の必要の有無
- 4 実施場所